

証券コード 3808

2023年9月13日

(電子提供措置の開始日 2023年9月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27-5

株式会社オウケイウェイヴ

代表取締役社長 杉 浦 元

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、委任状または下記【事前議決権行使のお手続き】に記載の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当社としては、委任状による議決権行使をお願いしております。当社提案にご賛同いただける株主様におかれましては、同封の「株主の皆様へ委任状による議決権行使のお願い」をご参照の上、議決権行使書用紙と共に返信用封筒にて2023年9月27日（水曜日）午後6時（必着）までに委任状をご返信いただけますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://okwave.co.jp/ir/>

また、上記のほか、下記の名古屋証券取引所（名証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

【事前議決権行使のお手続き】

当社としては、委任状による議決権行使をお願いしておりますが、委任状による議決権行使をされない株主の方々の議決権の行使につきましては、事前に書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年9月27日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

所定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、詳細につきましては6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【基準日後株主の議決権付与に伴う留意事項】

当社は、本総会に係る基準日（2023年6月30日）後に新株予約権の行使により新株式を取得した者及び第三者割当により新株式を取得した者に対し、会社法の規定に基づき、本総会における議決権を付与することを決定しております。

ただし、当該基準日時点の株主名簿に記載されている株主様については、事務手続の都合上、当社がお送りする本総会の招集通知に同封する議決権行使書面上は、一律、当該基準日現在の株式数が記載されており、新株予約権の行使により基準日後に新たに取得された株式数が反映されておりません。かかる株主様におかれましては、議決権行使書面記載の株式数に、基準日後に新たに取得された株式数を加えた株式数に応じて議決権が付与されることとなりますので、ご注意ください。

（※詳細については、同封の「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」をご参照ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時
（開場 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール
（会場が昨年と異なっております。末尾記載の「株主総会会場案内図」
をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第24期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第24期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報
告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の4つの方法により行使いただくことができます。

委任状による議決権を行使される場合

当社としましては、委任状による議決権行使のお願いをしております。

(委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。)

第24回定時株主総会招集ご通知(本書)同封の「株主の皆様へ委任状による議決権行使のお願い」をご参照の上、①委任状に必要な事項をご記入いただき、②議決権行使書用紙を切り離さず、議決権行使書用紙と共に、③返信用封筒にて、2023年9月27日(水曜日)午後6時までに到着するようご返信ください。

郵便事情もございますので、なるべく早くのご返送をお願い申し上げます。

行使期限

2023年9月27日(水曜日)午後6時までに到着

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年9月27日(水曜日)午後6時までに到着

インターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年9月27日(水曜日)午後6時まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

また、本招集ご通知をご持参ください。

日 時 2023年9月28日(木曜日) 午前10時
(開場 午前9時30分)

場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール
(末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

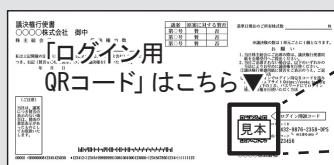
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年9月27日（水曜日）午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

2. 画面の案内に従って 賛否をご入力する

議案賛否方法の選択

第〇回定時総会
開催日 〇〇年〇月〇日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

[確認画面へ](#)

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

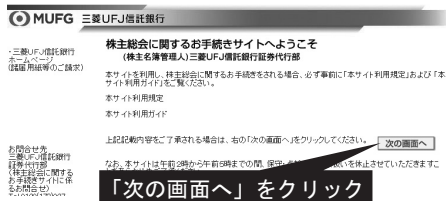
[賛否行使画面へ](#)

[議案内容](#)

[議案内容\(英文\)](#)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

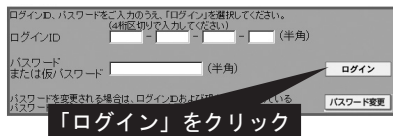


議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側)に記載された「ログインID」 及び「仮パスワード」を入力



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。


3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【議決権行使サイトの操作方法に 関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、2022年8月の臨時株主総会にて経営体制が刷新されたことから、これまでの多事業拡張路線から足元を固める経営方針へと変更いたしました。これを受け、これまでの「プラットフォーム事業」および「BSP事業」の2つの事業セグメントを、第1四半期連結会計期間より単一セグメントへ変更しております。

当連結会計年度において、クラウドサンクスカード「GRATICA」は特にHR領域でニーズ獲得ができ、プラン変更や営業体制の見直しも行った結果、顧客数・売上高ともに前連結会計年度比2倍以上の着地となりました。また、Q&Aサイト「OKWAVE」と連携した「OKWAVE Plus」は、当社の財政状態を懸念した新規導入の見送りが発生したものの、これまでのコールセンター領域に加えメディア領域でニーズ獲得ができ、今後のサービス拡大の基盤づくりを行うことができました。広告サービスは、ChatGPTを活用した新機能をリリースするなどPV数向上施策を実施するなどPV数とPV単価の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は146,557千円（前連結会計年度比685,916千円減）となりました。なお、前連結会計年度の売上高には当連結会計年度に連結除外にした株式会社アップライツグループの売上高695,496千円が含まれております。

営業損益におきましては、2022年7月に経費削減を目的としたオフィス移転を行ったほか、経営再建に向け人件費や支払報酬・手数料などのコストを削減したこと、株式会社アップライツグループを連結除外したことにより、総コスト（売上原価と販管費の合計）は前連結会計年度比約60%減となりました。

しかしながら、依然として固定費を回収できるほどの売上が獲得できていないこと、また連結子会社であるOK FUND L.P.の運営費などによる支払報酬・手数料が第1四半期連結会計期間まで発生していたことなどから営業損失709,993千円となりました。

經常損益におきましても当社における経営権争いに関する訴訟関連費用等が一時的に生じており經常損失799,355千円となっております。加えて特別損失として株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上しており、

親会社株主に帰属する当期純損失1,066,368千円を計上しております。

このような状況から、当連結会計年度において段階利益の損失額は前連結会計年度と比較すると改善しておりますが、依然として営業損失の状態であり、経営再建により営業損失の改善に努めている状況です。

	当連結会計年度 (千円)	前連結会計年度比
売上高	146,557	685,916千円の減少
営業損失	709,993	前連結会計年度は1,298,256千円の営業損失
経常損失	799,355	前連結会計年度は1,634,115千円の経常損失
親会社株主に帰属する当期純損失	1,066,368	前連結会計年度は5,120,709千円の親会社株主に帰属する当期純損失

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は12,208千円であり、当社の財政状態の悪化に起因したレンタル契約の解除要請に伴うPCの買い取りであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金への充当を目的として短期借入金470,000千円を調達いたしました。また、2023年5月12日に発行した第21回新株予約権の行使により407,265千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (2020年 6 月期)	第 22 期 (2021年 6 月期)	第 23 期 (2022年 6 月期)	第 24 期 (当連結会計年度 (2023年 6 月期))
売 上 高 (百万円)	4,795	2,196	832	146
経 常 損 失 (△) (百万円)	△996	△834	△1,634	△799
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	△2,952	3,947	△5,120	△1,066
1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)	△323.55	362.01	△403.51	△79.25
総 資 産 (百万円)	5,671	9,541	2,859	1,744
純 資 産 (百万円)	1,008	5,603	859	△98
1株当たり純資産額 (円)	102.62	477.57	42.63	△3.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第22期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (2020年 6 月期)	第 22 期 (2021年 6 月期)	第 23 期 (2022年 6 月期)	第 24 期 (当事業年度 (2023年 6 月期))
売 上 高 (百万円)	2,162	2,153	99	124
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	320	1,166	△886	△631
当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	△2,389	4,808	△5,129	△1,045
1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)	△261.85	440.97	△404.20	△77.72
総 資 産 (百万円)	4,263	9,374	2,193	1,727
純 資 産 (百万円)	177	5,627	566	△75
1株当たり純資産額 (円)	16.44	479.61	42.24	△2.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第22期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OKWAVE USA, Corporation	2,100千米ドル	100.0%	プラットフォーム事業
OKfinc LTD.	860千米ドル	100.0%	プラットフォーム事業
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.	4,700千RM	100.0% (100.0%)	プラットフォーム事業
OK FUND L.P.	1,080,999千円	99.9%	プラットフォーム事業

- (注) 1. 議決権比率欄の()内の数字は、間接的な議決権比率を内数として表示しております
2. 前連結会計年度において、重要な子会社としていた株式会社アップライツ並びに株式会社アップドリーム及び株式会社OMTYは、財務又は事業の方針を決定する意思決定機関を支配できていないことから、重要な子会社から除いています。詳細は連結注記表2.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(1)連結の範囲に関する事項に記載しております。

(10) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

① コーポレートガバナンスの改善・強化

当社は、2022年4月においてRaging Bull合同会社との取引において発生した債権の取立不能または取立遅延のおそれが生じたため、当該取引の実態を調査するための調査委員会を設置し実態調査を実施しました。

また、2022年6月10日に受領した調査委員会の調査報告書において、ガバナンスの不備が報告されています。

当社は、調査委員会の指摘・提言を踏まえ再発防止に向けて、以下の改善策を実施してまいります。

(ア) 法令遵守の意識

外部からの専門家を招き、コンプライアンス教育を実施いたします。それぞれの職務や立場に合わせた研修の仕組みを確立させて、定期的な施策により社員全員（役員も含む）の法令遵守の意識を保持します。また、取締役会においては、個々の事業に着手する際には、特別利害関係取締役に該当するか否か（法令・定款に反する事項はないか）を確認することを徹底します。

(イ) 特定の人物に対する先入観に流されないための対策

特定の人物の知人・紹介というだけで、その人物又は会社を信頼することなく、個別取引の度に客観的事実、証拠及び役員個人の自己責任に基づいて判断する

体制に改善してまいります。

(ウ) 取締役相互間の監督の強化

取締役相互間で容易に連絡ができるような体制を整え、反対意見に対する手当も検討しながら議論を進め、積極的に他の取締役の意見を求めるなど、ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(エ) 取締役会の調査不足について

取締役会で指摘・助言等があった場合、経営リスクをより軽減するための調査を実施するように改善してまいります。特に取引金額が大きくなる場合は、複数の視点からのアプローチによる調査を実施いたします。

(オ) ガバナンス体制の根本的な改善・再構築

ガバナンス体制の実効性を高めるために、コーポレートガバナンス委員会の見直しを行ってまいります。リモートミーティングの活用などでより柔軟に対応できるように改善いたします。

(カ) 内部統制部門の強化

内部牽制システムを実質的に機能させるために、経験のある人員を増員して内部統制部門の強化を図ります。

(キ) 開示体制の見直し

上場会社として適時開示を適正に行うために、適時開示を担当する部門に関する人的体制を拡充し、複数の役職員の関与のもと、適時開示の時期及び内容をチェックできる体制を構築してまいります。

② 営業損益及び営業キャッシュ・フロー向上

当社グループは、前連結会計年度において営業損失1,298,256千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失709,993千円を計上しており、営業損失の状態が継続しており、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善が急務の課題となっております。そのため、顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを優先的に配分すること、及び管理コストを圧縮し合理的な組織への改革を行うことにより、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上に取り組んでまいります。

③ 資金繰りの改善及び財務体質の強化

当社グループは、前連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純損失5,120,709千円を計上し、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失1,066,368千円を計上したことにより、当連結会計年度末の純資産は98,562千円の債務超過となっております。縮小傾向にはあるものの営業損失が継続して発生しており、足元の資金繰りについては借入金により補っているものの、資金繰

りの改善及び財務体質の強化が急務となっております。そのため財務基盤の回復に努めるべく、引き続き営業損益の改善及び様々な資金調達方法を検討してまいります。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前第3四半期連結会計期間において、Raging Bull合同会社に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が前第3四半期連結会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しました。加えて、前第4四半期連結会計期間に長期預け金に対する貸倒引当金及びのれんの減損損失を計上しております。この結果、前連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失5,120,709千円を計上しました。また、2020年6月期以降において営業損失が継続しており、当連結会計年度には株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となっております。2023年5月12日開催の臨時株主総会で決議された株主割当による新株予約権の権利行使により、当連結会計年度において407,265千円の新株発行を行いました。当連結会計年度末時点では依然として98,562千円の債務超過となっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社グループは、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

・ 収益構造の改善

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図っております。

販売費及び一般管理費について、当連結会計年度において、人件費や業務委託費他各種コストの見直しや、本社移転により諸経費削減を実施しておりますが、引き続きコスト削減を推進しております。

・ 財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金の安定的な確保と維持に向け、グループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。なお、取引金融機関等に対しても、引き続き協力を頂くための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

しかしながら、収支の改善のための対応策は実施途上であることと、債務超過の状態であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確

実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類及び計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類及び計算書類には反映しておりません。

(11) 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

事業内容	主要製品・サービス
プラットフォーム事業	OKWAVE (Q&Aサイト)、OKWAVE Plus、GRATICA、DAVIA、開発受託等

(12) 主要な営業所（2023年6月30日現在）

名称	所在地
当社	本社：東京都渋谷区
OKWAVE USA, Corporation	本社：米国カリフォルニア州
OKfinc LTD.	本社：マレーシア国ラブアン島
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.	本社：マレーシア国ジョホール州
OK FUND L.P.	本社：ケイマン諸島

(13) 使用人の状況（2023年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
31（2）名	65名減（1名減）

（注）使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28（2）名	26名減（1名減）	39.2歳	9年6ヶ月

（注）使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社レダグループホールディングス	200,000千円
株式会社ブイ・シー・エヌ	100,000千円
Seacastle Singapore Pte. Ltd.	50,000千円
株式会社United family	30,000千円
アークホールディングス株式会社	30,000千円
渡邊 秀和	30,000千円
情報システム販売株式会社	10,000千円
杉浦 元	10,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(改善計画・改善状況報告書の公表に関して)

当社は、2022年10月14日付「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にて開示のとおり、名古屋証券取引所から一連の適時開示違反が当社の内部管理体制上の不備を示すもので、当社では脆弱な内部管理体制の下で、投資者の投資判断に深刻な影響を与える開示が適切に行われていなかったこと、さらに、当社では最近まで不適切な開示が散見され繰り返し内部管理体制の改善を誓約していた中で今回の違反が発生し、その審査中にも子会社管理が不全となっている事象が発生しているなど、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたとして、同年10月15日付で当社株主は特設注意市場銘柄に指定されております。

一方、当社は、2022年5月6日付「調査委員会の設置及び2022年6月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」、同年7月22日付「追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ」ならびに、同年10月25日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」にて開示のとおり、三度に亘り、第三者委員会を設置いたしました。これらの調査を実施した結果、様々な内部管理体制の不備が、一連の事象における発生原因であることが明らかとなり、その再発防

止策についても提言をいただきました。当社は、これら第三者委員会の調査報告を踏まえ、一連の内部管理体制の不備を抜本的に改善するために、改めて、社内にて発生原因の分析、再発防止策の検討を行い、2023年2月14日に改善計画とその計画に対する改善状況を取り纏めた「改善計画・改善状況報告書」を公表させていただきました。今後、再発防止策を着実に実行し、ガバナンス及び内部管理体制の強化を図ることにより、皆様の信頼回復に尽力してまいります。

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 53,689,812株
- ② 発行済株式の総数 25,763,826株
- ③ 株主数 7,309名
（注）前事業年度末比 255名減
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人こどもの未来創造基金	2,984,000株	11.58%
株式会社 ブイ・シー・エヌ	1,200,000	4.65
サステナブル有限責任事業組合	911,800	3.53
福田 道 夫	911,200	3.53
杉 浦 元	760,000	2.94
荒 川 麗 香	746,400	2.89
中 澤 万 紀 子	708,800	2.75
野 崎 正 徳	657,200	2.55
株 式 会 社 D E L T A	591,900	2.29
株 式 会 社 e x t	571,600	2.21

（注） 持株比率は自己株式86株を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

2023年5月12日において発行した第21回新株予約権は、次のとおりであります。

第21回新株予約権	
決議年月日	2023年5月12日
新株予約権の数(個)	13,422,367個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 40,267,101株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき33円
新株予約権の行使期間	自 2023年6月1日 至 2023年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33円 資本組入額 16.5円
新株予約権の行使の条件	(1) 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 (2) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>(3) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる（ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行行使することができる）ものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>該当事項なし</p>

※上記新株予約権については2023年6月30日までに4,113,791個権利行使され、その結果、当連結会計年度において発行済株式総数が12,341,373株増加し、資本金が203百万円、資本準備金が203百万円増加しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 浦 元	株式会社エリオス 代表取締役
取締役	工 藤 純 平	フリックケア株式会社 代表取締役社長
取締役	倉 持 温 乃	テキスト株式会社 代表取締役
取締役	山 本 峰 義	森岡・山本・韓法律事務所 パートナー弁護士
取締役	宮 本 隆 行	ジャスト株式会社 代表取締役
常勤監査役	加 藤 孝 子	—
監査役	山 田 徹	青木・関根・田中法律事務所 弁護士
監査役	長 尾 拓 真	株式会社ワンヘルスコーポレーション 代表取締役

- (注) 1. 取締役工藤純平氏、倉持温乃氏、山本峰義氏及び宮本隆行氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役加藤孝子氏、山田徹氏及び長尾拓真氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役工藤純平氏、倉持温乃氏、山本峰義氏及び宮本隆行氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 4. 監査役加藤孝子氏、山田徹氏及び長尾拓真氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 5. 監査役加藤孝子氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役山田徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 監査役長尾拓真氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任年月日	事由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	福 田 道 夫	2022年8月25日	解任	OKfinc LTD. CEO OK BLOCKCHAIN CENTER SDN. BHD. CEO 株式会社アップライツ 取締役
取締役	野 崎 正 徳	2022年8月25日	解任	OKfinc LTD. CEO 株式会社アップライツ 監査役
取締役	大 森 泰 人	2022年9月29日	退任	株式会社エアトリ 取締役 株式会社デベロップ 取締役

監査役	六川 浩明	2022年9月29日	辞任	内幸町国際総合法律事務所 代表弁護士 東京都立産業技術大学院大学 講師 株式会社青山財産ネットワークス 監査役 (社外) 株式会社夢真ビーネックスグループ 監査役 (社外) 株式会社ツナググループ・ホールディングス 取締役 (社外) Abalance株式会社 取締役 (社外) 明治機械株式会社 取締役 (社外)
常勤監査役	茂木 政昭	2023年 5月12日	辞任	茂木公認会計士事務所 茂木政昭税理士事務所 茂木アドバイザー&コンサルティング合同会社 代表社員
監査役	秦 信 行	2023年 5月12日	辞任	一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター 理事 学校法人國學院大學 名誉教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学 特任教授 特定非営利活動法人インデペンデントクラブ 代表理事 Hmcomm株式会社 取締役 (社外) 医療革新国際連携株式会社 監査役 (社外)

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (5)	11百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (6)	9 (9)
合 計	14	20

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年9月22日開催の第19回定時株主総会において、取締役9名に対し年額300百万円以内（うち社外取締役3名は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）と決議いただいているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として、取締役7名に対し年額50百万円以内（うち社外取締役は25百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年9月20日開催の第3回定時株主総会において、監査役1名に対し年額30百万円以内と決議いただいているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として、監査役3名に対し年額10百万円以内と決議いただいております。
4. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月12日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法や決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

①基本方針

取締役の報酬等については、現時点では当社事業がまだ成熟しきっていないこと、業績と株価が連動していないなど、業績や株価が連動性をもって成果に表れる段階ではないことから、職責や役位に応じた固定報酬のみとする。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る基本方針については、取締役会にて、株主総会決議の範囲内において決定する。

②個人別の報酬等の内容及び額の決定に関する方針

当社取締役の固定報酬は月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された金額の範囲内で、役職区分や成果等に応じて決定する。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

決定機関は取締役会決議に基づき代表取締役社長杉浦元が委任をうけるものとし、代表取締役が決定する。その権限の内容は具体的な各取締役の報酬の額を決定する。この権限を委任した理由は当社の業績及び財政状況を勘案し各取締役の担当部門の実績等を踏まえた評価、検討を行うには代表取締役が適任であると判断したためであり、取締役会は当該権限が適切に行使されるよう必要に応じて原案を審議できるものとする。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

(ア) 社外取締役の他の法人等の重要な兼職先との関係

取締役工藤純平氏の兼職先であるフリックケア株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

取締役倉持温乃氏の兼職先であるテキスト株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

取締役山本峰義氏の兼職先である森岡・山本・韓法律事務所と当社には特別の利害関係はありません。

取締役宮本隆行氏の兼職先であるジャスト株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

(イ) 社外監査役の他の法人等の重要な兼職先との関係

監査役茂木政昭氏の兼職先である茂木公認会計士事務所、茂木政昭税理士事務所及び茂木アドバイザー&コンサルティング合同会社と当社には特別の利害関係はありません。

監査役秦信行氏の兼職先である一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター、学校法人國學院大學、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ、Hmcomm株式会社及び医療革新国際連携株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

監査役山田徹氏の兼職先である青木・関根・田中法律事務所と当社には特別の利害関係はありません。

監査役長尾拓真氏の兼職先である株式会社ワンヘルスコーポレーションと当社には特別の利害関係はありません。

(ウ) 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況並びに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
工藤 純平	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会には33回のうち32回に出席し、情報通信、インターネットサービス関連企業の取締役を長らく務めている経験によるIT統制や内部統制強化の観点から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
倉持 温乃	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会には33回のうち30回に出席し、多くの企業や組織において組織開発を行った知識や経験による、内部統制構築の統制環境の整備等のガバナンス強化や観点から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
山本 峰義	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会には33回のうち32回に出席し、長年にわたる弁護士職歴、会社設立、株主総会運営その他会社運営一般を扱う企業法や労働問題などに携わってきた豊富な経験と幅広い見識・専門性から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
宮本 隆行	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会には33回のうち31回に出席し、海外事業に関する豊富な経験、人脈、また海外投資家・海外企業が日本への投資・進出を行う際のコンサルティング業務の経験や各種規制対応に関する知見から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
茂木 政昭	監査役	当事業年度開催の取締役会には40回のうち40回全てに出席し、また監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士としての財務面における専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
秦 信行	監査役	当事業年度開催の取締役会には40回のうち40回全てに出席し、また監査役会13回のうち10回に出席し、長年他社の監査役等として培った知見・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
加藤 孝子	監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会には6回のうち6回全てに出席し、また監査役会3回のうち3回全てに出席し、長年にわたる経理業務の経験と財務及び会計に関する知見から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
山田 徹	監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会には27回のうち26回に出席し、また監査役会10回のうち10回全てに出席し、主に弁護士としての法律実務と知的財産権に関する専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
長尾 拓真	監査役	社外監査役就任後に開催された取締役会には6回のうち6回全てに出席し、また監査役会3回のうち3回全てに出席し、主に公認会計士としての財務面における専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。

(エ) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役については100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 氏名 公認会計士 柴田 洋・公認会計士 大瀧 秀樹

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人により必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人、公認会計士柴田洋・大瀧秀樹は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項の概要は次のとおりであります。

- (1) 当社及び重要な子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社及び重要な子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社及び重要な子会社の業務執行にあたっては当社及び重要な子会社の取締役会及び各会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
 - (イ) 各種会議・システム等を活用して、適切な情報共有体制を確保することによって、コンプライアンスに係る情報が取得しやすい環境を整えます。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 取締役会議事録、各種契約書等、職務執行に係る重要情報について、文書管理規程に保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、適切に保存・管理します。保存されている書類は、いつでも取締役及び監査役が、閲覧できるような体制にしています。
 - (イ) 情報資産の機密性・完全性・可用性を確保し、各種情報の不正使用及び漏洩の防止に努め、効果的な情報セキュリティ施策を実行します。
 - ③ 当社及び重要な子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び重要な子会社の重要な情報について、関係者に対し適時に情報が届くようにシステムと体制を整えます。
 - ④ 重要な子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ア) 経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の関係会社管理を担当する部門への報告を行い、取締役会の承認を受けるとします。業績については、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ適宜報告を行うものとします。
 - (イ) 当社は子会社と協議のうえ業務執行について決裁ルールの整備を行います。

- ⑤重要な子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 子会社の自主性と独立性を尊重したうえで、経営の健全化と業務の効率性の向上を図るため、関係会社管理規程を制定しています。
 - (イ) 子会社の業務の効率的な遂行を図るため、目標に対する進捗状況を、当社取締役会及びその他基幹会議において随時確認しています。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置いたします。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が定期的に取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助いたします。
- ⑧当社及び重要な子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア) 取締役は、主な業務執行について取締役会その他会議等を通じて適宜監査役に報告するほか、当社に著しい影響を及ぼす恐れのある重要事項については、即時報告する体制とします。
 - (イ) 監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役会、執行役員会議等への出席、取締役や内部監査部門等からの業務執行状況聴取を実施し、また会計監査人と定例会合を開き、報告を受け意見交換を実施します。
 - (ウ) 内部通報は、外部通報窓口の仕組みを利用し、当社のコンプライアンス担当、監査役に直接連絡ができるものとしております。内部通報制度の利用に関しては、コンプライアンス研修を実施し周知します。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 就業規程に内部通報制度に関する細則を定め、通報者等に対して相談又は通報したことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしています。

(イ) 通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規程に従って処分することができるものとします。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他 の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務上必要が生じた場合には、当社に予算額を提示したうえで、法律・会計の専門家を活用できるものとし、その費用は当社が負担するものとします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針としております。また、当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。

(イ) 警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定をするとともに、取締役の業務執行の監督を行っています。社内役員執行役員等が出席する会議を毎週定期的に開催し、経営課題の把握と対応方針、解決策について検討を行っています。

②監査役会の活動について

監査役会は、当社取締役会、会計監査人との間で意見交換会を実施しております。また、監査役全員がコーポレートガバナンス委員会・取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っています。

③内部監査室の活動について

代表取締役直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報交換を定期的に行い、連携を図っています。

④研修・教育の実施について

健全な職務執行を行う環境を整備するため、当社の経営管理部門が中心となり、役職員に対し、コンプライアンスや情報セキュリティ、内部通報制度に関する研修及び教育を定期的に行っています。

⑤反社会的勢力の排除について

反社会的勢力との取引排除のため、新規取引先との取引を開始する際は、反社会的勢力対応規程の指針に従い調査を行っています。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	675,289	流動負債	1,843,026
現金及び預金	155,662	買掛金	8,484
売掛金	19,607	短期借入金	460,000
前払費用	9,579	未払金及び未払費用	336,325
未収入金	407,265	未払法人税等	10,643
仮払金	20,934	仮受金	1,016,914
未収消費税等	46,118	その他	10,658
未収還付法人税等	12,624		
その他	3,497		
固定資産	1,069,174		
有形固定資産	0	負債合計	1,843,026
器具及び備品	0		
無形固定資産	0	純資産の部	
その他	0	株主資本	△71,146
投資その他の資産	1,069,174	資本金	2,137,671
投資有価証券	42,946	資本剰余金	1,583,185
差入保証金	9,312	利益剰余金	△3,791,918
長期貸付金	60,000	自己株式	△85
破産更生債権等	4,933,032	その他の包括利益累計額	△27,416
長期未収入金	546,515	為替換算調整勘定	△27,416
貸倒引当金	△4,522,633	純資産合計	△98,562
資産合計	1,744,463	負債・純資産合計	1,744,463

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	146,557
売上原価	382,380
売上総損失	235,822
販売費及び一般管理費	474,171
営業外収益	709,993
受取利息	5
為替差益	7,639
雑収入	9,340
営業外費用	16,986
支払利息	6,210
支払手数料	10,997
支払報酬	89,021
雑損	118
経常損失	106,348
特別利益	799,355
投資有価証券売却益	2,128
資産除去債務戻入益	11,944
和解金収入	27,000
受取保険金	50,000
特別損失	91,072
固定資産除却損	0
減損	12,208
投資有価証券評価損	318,581
特別調査費用引当金繰入額	29,773
上場違約金	4,680
特別退職金	9,951
税金等調整前当期純損失	375,195
法人税、住民税及び事業税	1,083,479
過年度法人税等戻入額	1,056
当期純損失	△17,621
△16,564	△16,564
非支配株主に帰属する当期純損失	1,066,914
親会社株主に帰属する当期純損失	546
	1,066,368

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年7月1日残高	1,934,038	1,379,552	△2,725,549	△85	587,956
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	203,632	203,632			407,265
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,066,368		△1,066,368
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	203,632	203,632	△1,066,368	—	△659,103
2023年6月30日残高	2,137,671	1,583,185	△3,791,918	△85	△71,146

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2022年7月1日残高	4,064	△19,801	△15,736	287,347	859,567
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					407,265
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△1,066,368
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,064	△7,614	△11,679	△287,347	△299,026
連結会計年度中の変動額合計	△4,064	△7,614	△11,679	△287,347	△958,130
2023年6月30日残高	—	△27,416	△27,416	—	△98,562

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前第3四半期連結会計期間において、Raging Bull合同会社に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が前第3四半期連結会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しました。加えて、前第4四半期連結会計期間に長期預け金に対する貸倒引当金及びのれんの減損損失を計上しております。この結果、前連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失5,120,709千円を計上しました。また、2020年6月期以降において営業損失が継続しており、当連結会計年度には株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となっております。2023年5月12日開催の臨時株主総会で決議された株主割当による新株予約権の権利行使により、当連結会計年度において407,265千円の新株発行を行いました。当連結会計年度末時点では依然として98,562千円の債務超過となっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社グループは、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

① 収益構造の改善

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図っております。

販売費及び一般管理費について、当連結会計年度において、人件費や業務委託費他各種コストの見直しや、本社移転により諸経費削減を実施しておりますが、引き続きコスト削減を推進しております。

② 財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金の安定的な確保と維持に向け、グループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。なお、取引金融機関等に対しても、引き続き協力を頂くための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

しかしながら、収支の改善のための対応策は実施途上であることと、債務超過の状態であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称
OKWAVE USA, Corporation
OKfinc LTD.
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.
OK FUND L.P.

・連結の範囲の変更

従来、連結子会社であった株式会社アップライツ並びにその子会社である株式会社アップドリーム及び株式会社OMTY（以下「アップライツグループ」といいます。）は、財務又は事業の方針を決定する意思決定機関を支配できていないため、第1四半期連結会計期間以後、連結範囲から除外いたしました。

② 非連結子会社の名称

株式会社アップライツ、株式会社アップドリーム、株式会社OMTY
（連結の範囲から除いた理由）

当社は、2021年12月より、OK FUND L.P.（以下、「OK FUND」といいます。）を通じて株式会社アップライツの株式を51.9%保有しており、2022年6月期までは、当社がアップライツグループの意思決定機関を支配し、アップライツグループを連結子会社として連結対象に含め、グループの一員として経営を実施してきておりました。

一方、2022年8月29日に株式会社アップライツより、同社が同月28日に開催した臨時株主総会において、当社の子会社であるOK FUNDが保有するアップライツ株式の全部について、自己株式取得を行うことを決議し、同日実行した旨の通知を受理いたしました。これに対し、当社は同月30日付で反対意見を表明しております。

監査・保証実務委員会実務指針第88号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」（平成24年3月22日最終改正）のQ1によれば、連結財務諸表における子会社等の範囲の決定については、「（前略）他の会社等の意思決定機関を支配しているかどうかについては、（中略）支配力基準に関する包括的かつ一般的な規定に照らして子会社となる要件を形式的に満たしていても、実質的に支配していないことが明らかである場合には、子会社に該当しない（後略）」とされています。

また、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成25年9月13日最終改正）の14項(2)において、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業は、連結の範囲に含めないとされています。

この点、第1四半期連結会計期間において、アップライツグループを実質的に支配できていないことが明らかであり、形式的基準のみで子会社として連結してしまうことは、当社の現状や現経営体制の下での経営実態を適切に反映できないこととなり、投資家の判断を著しく誤らせる可能性が高いことから、当該期間の当社連結業績にアップライツグループの業績を含めないことが、当社グループの経営実態を適正に報告することに資すると判断し、アップライツグループを第1四半期連結会計期間以降、当社の連結範囲に含めないことといたしました。

株式会社OKGAIA

（連結の範囲から除いた理由）

小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称
持分法適用関連会社はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社のうち主要な会社等の名称
株式会社アップライツ、株式会社アップドリーム、株式会社OMTY
(持分法を適用しない理由)

当社がアップライツグループの意思決定機関を支配していないことが明らかであり、持分法を適用することにより、投資家の判断を著しく誤らせる可能性が高いことから、持分法の適用範囲から除外しております。

株式会社OKGAIA

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

OKWAVE USA, Corporationの決算日は3月31日のため、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までに発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

OKfinc LTD.及びOK FUND L.P.の決算日は12月31日、OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.の決算日は9月30日のため、6月30日現在の仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

器具及び備品 2～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき、サービス提供目的のソフトウェアは1年、それ以外は5年以内としております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 特別調査費用引当金

決算訂正に関連する取引の追加調査について、外部の専門家で構成される第三者委員会の調査費用等の見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 法人サービス

法人サービスでは主にOKWAVE Plus、GRATICAのサービスを提供しております。当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しており、そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ロ. 広告

広告については、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載しております。主に成果報酬型広告であり、インプレッション、ビュー、クリックなど、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により1年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、当連結会計年度において重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類上に計上した金額
- | | |
|-----------------|----------|
| 投資有価証券のうち、非上場株式 | 42,946千円 |
|-----------------|----------|

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損する方針としております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 貸倒引当金

- ① 当連結会計年度の連結計算書類上に計上した金額
- | | |
|----------|-------------|
| 貸倒引当金 | |
| 投資その他の資産 | 4,522,633千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、長期未収入金、長期貸付金、長期預け金、破産更生債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当社グループは、債権管理を定めた社内規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに主な取引先の信用状況を必要に応じ把握しております。相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合、翌連結会計年度以降の貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,791千円

(2) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金

当社は前連結会計年度に調査委員会から受領した調査報告書の結果を受けて、資金の運用を委任していたRaging Bull合同会社から投資運用益として受け取った金額を、仮受金として計上しております。但し、前第3四半期連結会計期間に発生したと通知を受けたが期日までの入金がなかった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しております。

なお、当社が2023年3月20日付で「債務者Raging Bull合同会社についての破産手続を開始するとの決定を求める」申立てを東京地裁に行ったことにより、当該取引先は、同年5月10日に破産手続開始決定を受けています。

(3) 未収入金

当社が2023年5月12日に発行した第21回新株予約権の権利行使による当社株主名簿管理人への払込金額407,265千円が含まれております。なお、当該金額は全額、2023年7月10日に株主名簿管理人より当社へ入金されております。

(4) 未払金及び未払費用

未払金及び未払費用のうち、179,461千円は連結子会社であるOK FUNDの業務執行組合員であるEMZ ASIA Holdings Co., Limitedに対する運営費などによる支払報酬・手数料にかかる未払金であります。なお、当社は2022年9月13日開催の取締役会において、OK FUNDの清算を決議していることから、第1四半期連結会計期間までの運営費等にかかる未払金を計上しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

特別調査費用引当金繰入額

決算訂正に関連する取引の追加調査について、外部の専門家で構成される第三者委員会の調査費用等の見積額を計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式（自己株式を含む）25,763,826株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
提出会社	第21回新株予約権	普通株式	27,925,728
合計		—	27,925,728

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及び借入金により賄っており、余剰資金は主に安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用することとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規程に従い、経理担当部門が取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。株式は、主に業務上の関係を有する企業のものであり、定期的に発行体企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に建物の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等については、相手先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び未払費用、預り金、短期借入金は、1年以内の支払期日であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)を参照ください）。

(単位：千円)

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	9,312	9,320	8
(2) 長期未収入金 貸倒引当金(※2)	546,515 △546,515	—	—
(3) 長期貸付金 貸倒引当金(※2)	60,000 △60,000	—	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(※2)	4,933,032 △3,916,117	1,016,914	—
資産計	1,026,227	1,026,235	8

(※1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び未払費用、預り金、仮受金、短期借入金については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除していません。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	42,946

上記については、市場価格のない株式等であるため、上表に含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
差入保証金	9,312	—	—
合計	9,312	—	—

長期未収入金546,515千円、長期貸付金60,000千円及び破産更生債権等4,933,032千円については、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	9,320	—	9,320
破産更生債権等	—	—	1,016,914	1,016,914

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積もりをした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸倒引当金控除後の破産更生債権等の帳簿価額は、債務整理による債権額の確定のタイミングで仮受金1,016,914千円と相殺される予定であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	プラットフォーム 事業
法人サービス	101,017
広告	23,964
DAVIA	21,875
開発関連	△300
顧客との契約から生じる収益	146,557
その他の収益	—
外部顧客への売上高	146,557

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △3円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 79円25銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権 (ストック・オプション) の発行)

当社は、2023年7月20日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の従業員に対する税制適格ストック・オプション (以下、「第22回新株予約権」といいます。)、当社の従業員及び取締役に対して、行使条件として当社株価を指標とした有償ストック・オプション (以下、「第23回新株予約権」といいます。) の2つの新株予約権を発行すること (以下、第22回新株予約権、第23回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。) を決議いたしました。

I. スtock・オプションとして本新株予約権を発行する理由

当社の事業拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、企業

価値増大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、本新株予約権を発行するものであります。

当社は、2022年8月の新経営体制への移行後より、経費削減と売上高の維持・増加に取り組んでおり、現在は新規事業への投資よりも既存サービスの収益力向上のための施策の実施に注力しております。特設注意市場銘柄の指定解除、債務超過の解消、及び企業継続の観点から、早急な内部管理体制の整備と財務改善のためのファイナンス、並びに収益力向上のためにコスト削減の取り組みと営業力強化が必要な状況で経営に携わる社内の重要人物に対しストック・オプションを付与することで、会社の中期的利益に対する意識及び士気を高め、当社の業績を向上させていくことで時価総額の拡大を図ることになり、ひいては当社の企業価値・株主価値の増大に資することを目的として、ストック・オプションを発行することいたしました。

第22回新株予約権は、当社のアルバイトを含む常勤社員を対象とした評価報酬制度の枠組みとしてストック・オプションを活用することとし、会社への貢献に応じて各人への付与個数を税制適格ストック・オプションとして付与しております。また、当社の代表取締役社長及び従業員2名を対象とした有償ストック・オプションについては、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たり、株主の皆様と株価変動のメリットやリスクを共有することで、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の目標株価に対するコミットメントを更に高めることを目的として、割当日である2023年8月7日から2026年6月30日までの間に、名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の単純平均値（円未満は切り捨て）が一度でも行使価額（但し、「4.新株予約権の内容（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）に300%を乗じた額を超えることを条件とし、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日の発行済株式総数の25,763,826株に対し、最大で約9.9%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権の発行の目的である当社の目標株価に対するコミットメントを更に高めることで、株価の向上を達成することができれば、当社の企業価値・株主価値が向上し、既存株主の皆様利益にも貢献できるものと考えております。

II. 第22回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社オウケイウェイヴ 第22回新株予約権

2. 新株予約権の数

22,050個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,205,000株とし、下記4. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行に該当しない。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整され

るものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日における名古屋証券取引所の当社株価の終値とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、本項において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における甲の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年8月1日から2028年7月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①から④に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。
- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 本新株予約権1個未満を行使することはできない。
 - ④ 本新株予約権の行使は、下記6. に定める取得事由が発生していないことを要するものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の割当日

2023年8月7日

6. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員（アルバイトを含む） 22名 22,050個

III. 第23回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社オウケイウェイヴ 第23回新株予約権

2. 新株予約権の数

3,650個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式365,000株とし、下記4. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの払込金額は、101円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.01円）とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2023年7月20日の前営業日である2023年7月19日の名古屋証券取引所における当社株価の終値55円/株、株価変動性 89.20%、配当利回り0%、無リスク利率 -0.033%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額55円/株、満

期までの期間3年間、株価条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額である。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日(2023年7月19日)での名古屋証券取引所における当社株価の終値である55円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、本項において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における甲の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の

処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年9月4日から2026年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①に掲げる条件を満たしていることに加え、②から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の末日に至るまでの間に、名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の単純平均値（円未満は切り捨て）が一度でも行使価額（但し、「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）に300%を乗じた額を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。⑤ 本新株予約権1個未満を行使することはできない。

⑥ 本新株予約権の行使は、下記6. に定める取得事由が発生していないことを要するものとする。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5. 新株予約権の割当日

2023年8月7日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年8月7日

7. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	1名	1,825個
当社従業員	1名	1,825個

(新株予約権の行使)

当連結会計年度末後、当社が2023年5月12日に発行した第21回新株予約権の権利行使が行われております。2023年7月1日から2023年7月31日までの当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の個数	1,111,396個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 3,334,188株
(3) 資本金増加額	55,014,102円
(4) 資本準備金増加額	55,014,102円

(第三者割当による新株式発行)

当社は、2023年8月28日開催の取締役会において、第三者割当（以下、「本第三者割当」といいます。）により新株式を発行することを決議しました。本第三者割当は当社が2023年2月28日開催の取締役会で決議し、同年5月12日開催の臨時株主総会で承認された株主割当による新株予約権（非上場）の無償発行の行使によって当社が必要とする資金770百万円を調達できない見込みとなった場合に実施する主旨であり、当社の発行可能株式総数および本株主割当の潜在株式総数を超えることはありません。本株主割当によって当社が必要とする資金が調達できる見込みとなった場合には、本第三者割当による債務の株式化（D E S）は実施しない（取り下げる）予定です。

募集の概要

(1)	払込期日	2023年9月13日（水）
(2)	発行株式数	4,356,000株
(3)	発行価額	1株につき44円
(4)	発行価額の総額	金191,664,000円 全額現物出資（D E S）の方法によります。

(5)	出資の目的とする財産の内容及び価額	<p>出資の目的とする財産は、割当予定先が当社に対して有する貸付金債権及びその未払利息の合計額であります。</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社ブイ・シー・エヌ</td> <td>101,028,400円</td> </tr> <tr> <td>渡邊 秀和</td> <td>30,254,400円</td> </tr> <tr> <td>アークホールディングス株式会社</td> <td>30,219,200円</td> </tr> <tr> <td>株式会社United family</td> <td>30,162,000円</td> </tr> </table> <p>なお、出資の財産額には2023年9月13日までの利息の一部が含まれております。各出資の元金は以下のとおりです。</p> <p><貸付債権の元金></p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社ブイ・シー・エヌ</td> <td>100,000,000円</td> </tr> <tr> <td>渡邊 秀和</td> <td>30,000,000円</td> </tr> <tr> <td>アークホールディングス株式会社</td> <td>30,000,000円</td> </tr> <tr> <td>株式会社United family</td> <td>30,000,000円</td> </tr> </table> <p>※各割当予定先の利息の一部は現金で清算する予定です。</p>	株式会社ブイ・シー・エヌ	101,028,400円	渡邊 秀和	30,254,400円	アークホールディングス株式会社	30,219,200円	株式会社United family	30,162,000円	株式会社ブイ・シー・エヌ	100,000,000円	渡邊 秀和	30,000,000円	アークホールディングス株式会社	30,000,000円	株式会社United family	30,000,000円
株式会社ブイ・シー・エヌ	101,028,400円																	
渡邊 秀和	30,254,400円																	
アークホールディングス株式会社	30,219,200円																	
株式会社United family	30,162,000円																	
株式会社ブイ・シー・エヌ	100,000,000円																	
渡邊 秀和	30,000,000円																	
アークホールディングス株式会社	30,000,000円																	
株式会社United family	30,000,000円																	
(6)	募集の方法	第三者割当の方法によります。																
(7)	割当予定先及び割当株式数	<table border="0"> <tr> <td>株式会社ブイ・シー・エヌ</td> <td>2,296,100株</td> </tr> <tr> <td>渡邊 秀和</td> <td>687,600株</td> </tr> <tr> <td>アークホールディングス株式会社</td> <td>686,800株</td> </tr> <tr> <td>株式会社United family</td> <td>685,500株</td> </tr> </table>	株式会社ブイ・シー・エヌ	2,296,100株	渡邊 秀和	687,600株	アークホールディングス株式会社	686,800株	株式会社United family	685,500株								
株式会社ブイ・シー・エヌ	2,296,100株																	
渡邊 秀和	687,600株																	
アークホールディングス株式会社	686,800株																	
株式会社United family	685,500株																	
(8)	その他投資判断上重要又は必要な事項	<p>1. 上記各号については、本新株式が金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。</p> <p>2. 本第三者割当は当社が本株主割当で当社が必要とする資金770百万円が調達できない見込みとなった場合に実施する趣旨であることから、本株主割当によって当社が必要とする資金が調達できる見込みになった場合には、本第三者割当による債務の株式化（D E S）は実施しない（取り下げる）予定です。</p>																

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	658,425	流動負債	1,802,821
現金及び預金	143,512	買掛金	3,575
売掛金	15,562	短期借入金	460,000
前払費用	9,400	未払金及び未払費用	123,096
未収入金	407,265	未払法人税等	10,643
未収消費税等	46,118	仮受金	1,016,914
未収還付法人税等	12,624	関係会社事業損失引当金	178,295
その他	23,942	その他	10,295
固定資産	1,068,728	負債合計	1,802,821
有形固定資産	0	純資産の部	
器具及び備品	0	株主資本	△75,668
無形固定資産	0	資本金	2,137,671
その他	0	資本剰余金	1,529,849
投資その他の資産	1,068,728	資本準備金	1,147,889
投資有価証券	42,345	その他資本剰余金	381,959
関係会社株式	1,618	利益剰余金	△3,743,103
差入保証金	6,416	利益準備金	2,268
長期貸付金	60,000	その他利益剰余金	△3,745,371
破産更生債権等	4,933,032	繰越利益剰余金	△3,745,371
長期未収入金	56,489	自己株式	△85
貸倒引当金	△4,031,173	純資産合計	△75,668
資産合計	1,727,153	負債・純資産合計	1,727,153

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		124,982
売 上 原 価		287,646
売 上 総 損 失		162,663
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		372,253
営 業 損 失		534,917
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
為 替 差 益	6,884	
雑 収 入	3,244	10,133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,461	
支 払 手 数 料	10,997	
支 払 報 酬	89,021	
雑 損 失	118	106,599
経 常 損 失		631,382
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,128	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	11,944	
受 取 保 険 金	50,000	
和 解 金 収 入	27,000	91,072
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	12,208	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,493	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	187,599	
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	90,218	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	178,295	
特 別 調 査 費 用 引 当 金 繰 入 額	29,773	
上 場 違 約 金	4,680	
特 別 退 職 金	9,951	522,221
税 引 前 当 期 純 損 失		1,062,532
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
過 年 度 法 人 税 等	△17,621	△16,671
当 期 純 損 失		1,045,860

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2022年7月1日残高	1,934,038	944,256	381,959	1,326,216	2,268	△2,699,511	△2,697,242
事業年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	203,632	203,632		203,632			
当期純損失(△)						△1,045,860	△1,045,860
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	203,632	203,632	—	203,632	—	△1,045,860	△1,045,860
2023年6月30日残高	2,137,671	1,147,889	381,959	1,529,849	2,268	△3,745,371	△3,743,103

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年7月1日残高	△85	562,927	4,064	4,064	566,992
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)		407,265			407,265
当期純損失(△)		△1,045,860			△1,045,860
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△4,064	△4,064	△4,064
事業年度中の変動額合計	—	△638,595	△4,064	△4,064	△642,660
2023年6月30日残高	△85	△75,668	—	—	△75,668

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前第3四半期会計期間において、Raging Bull合同会社に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が前第3四半期会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しました。加えて、前第4四半期会計期間に関係会社株式評価損を計上しております。この結果、前事業年度において、当期純損失5,129,440千円を計上しました。また、2020年6月期以降において営業損失が継続しており、当事業年度には関係会社事業損失引当金繰入額178,295千円、株式会社アップライツに係る関係会社株式評価損187,599千円を計上したため、当期純損失は1,045,860千円となっております。2023年5月12日開催の臨時株主総会で決議された株主割当による新株予約権の権利行使により、当事業年度において407,265千円の新株発行を行いました。当事業年度末時点では依然として75,668千円の債務超過となっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社は、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

① 収益構造の改善

顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの向上を図っております。

販売費及び一般管理費について、当事業年度において、人件費や業務委託費他各種コストの見直しや、本社移転により諸経費削減を実施しておりますが、引き続きコスト削減を推進しております。

② 財務基盤の安定化

当社は、運転資金の安定的な確保と維持に向け、グループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。なお、取引金融機関等に対しても、引き続き協力を頂くための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

しかしながら、収支の改善のための対応策は実施途上であることと、債務超過の状態であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 8～9年
器具及び備品 3～10年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき、サービス提供目的のソフトウェアは1年、それ以外は5年以内としております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 特別調査費用引当金 決算訂正に関連する取引の追加調査について、外部の専門家で構成される第三者委員会の調査費用等の見積額を計上しております。
- ③ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 法人サービス
法人サービスでは主にOKWAVE Plus、GRATICAのサービスを提供しております。当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しており、そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。
- ② 広告
広告については、自社で運営するメディアに顧客である広告配信業者等の広告を掲載しております。主に成果報酬型広告であり、インプレッション、ビュー、クリックなど、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。
- これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により1年以内に取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建の資産及び負債の 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨本邦通貨への換算基準 に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額	
投資有価証券のうち、非上場株式	42,345千円
関係会社株式	1,618千円
関係会社株式評価損	187,599千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損する方針としております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額	
貸倒引当金	
投資その他の資産	4,031,173千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当社は、債権管理を定めた社内規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに主な取引先の信用状況を必要に応じ把握しております。相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合、翌事業年度以降の貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

長期金銭債権	2,619千円
--------	---------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,750千円
--------------------	---------

(3) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金

当社は前事業年度に調査委員会から受領した調査報告書の結果を受けて、資金の運用を委任していたRaging Bull合同会社から投資運用益として受け取った金額を、仮受金として計上しております。但し、前第3四半期会計期間に発生したと通知を受けたが期日までの入金が無かった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しております。

なお、当社が2023年3月20日付で「債務者Raging Bull合同会社についての破産手続を開始するとの決定を求める」申立てを東京地裁に行ったことにより、当該取引先は、同年5月10日に破産手続開始決定を受けています。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引以外の取引（支出分） 251千円

(2) 関係会社株式評価損

当社の連結子会社であるOK FUND L.P.について、関係会社株式評価損を計上しております。

(3) 関係会社債権放棄損

当社の連結子会社であるOK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.に対する債権について、関係会社債権放棄損を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金繰入額

当社の連結子会社であるOK FUND L.P.の事業に係る損失について、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(5) 特別調査費用引当金繰入額

決算訂正に関連する取引の追加調査について、外部の専門家で構成される第三者委員会の調査費用等の見積額を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式

86株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	709,224千円
関係会社事業損失引当金	54,594千円
税務上売上認識額	45,930千円
減価償却超過額	5,486千円
減損損失	2,908千円
投資有価証券評価損	67,052千円
関係会社株式評価損	423,077千円
税務上の繰越欠損金	1,522,992千円
繰延税金資産小計	2,831,266千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,522,992千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,308,274千円
評価性引当額合計	△2,831,266千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産の純額	—千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の返済 債権放棄	40,921 17,458 90,218	—	—

(2) 個人

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	杉浦 元	所有直接 2.94%	当社 代表取締役 社長	資金の借入 債務被保証 (注) 1	20,000 200,000	短期借入金 —	10,000 —

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の借入については、借入利率は設定しておりません。

2. 当社は株式会社レダグループホールディングスからの借入残高200,000千円に対して、当社代表取締役社長杉浦元より債務保証を受けております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表」2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準 に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 △2円94銭
(2) 1株当たり当期純損失 77円72銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権(ストック・オプション)の発行)、(新株予約権の行使)及び(第三者割当による新株式発行)

「連結注記表」10. 重要な後発事象に関する注記(新株予約権(ストック・オプション)の発行)、(新株予約権の行使)及び(第三者割当による新株式発行)の記載内容と同一のため省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月29日

株式会社オウケイウェイヴ

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴田 洋
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大瀧 秀樹
公認会計士

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オウケイウェイヴの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前第3四半期連結会計期間において、Raging Bull合同会社に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事実が前第3四半期連結会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上した。加えて、前第4四半期連結会計期間に長期預け金に対する貸倒引当金及びのれんの減損損失を計上した。この結果、前連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失は1,120,709千円を計上した。また、2020年6月期以降において営業損失が継続しており、当連結会計年度には株式会社アップライツ等に係る投資有価証券評価損318,581千円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は1,066,368千円となっている。2023年5月12日開催の臨時株主総会で決議された株主割当による新株予約権の権利行使により、当連結会計年度において407,265千円の新株発行を行ったが、当連結会計年度末時点では依然として98,562千円の債務超過となっている。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような当該事実又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事実又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金

「5. 連結貸借対照表に関する注記(2)破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金」に記載がある
とおり、会社は前連結会計年度に調査委員会から受領した調査報告書の結果を受けて、資金の運用
を委任していたRaging Bull合同会社から投資運用益として受け取った金額を、仮受金として計上
している。但し、前第3四半期連結会計期間に発生したと通知を受けたが期日までの入金がなかつた
運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引
先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について
貸倒引当金を計上している。

なお、会社が2023年3月20日付で「債務者Raging Bull合同会社についての破産手続を開始する
との決定を求める」申立てを東京地裁に行ったことにより、当該取引先は、同年5月10日付で破産
手続き開始決定を受けている。

2. 未払金及び未払費用

「5. 連結貸借対照表に関する注記(4)未払金及び未払費用」に記載があるとおり、未払金及び
未払費用のうち、179,461千円は連結子会社であるOK FUNDの業務執行組合員であるEMZ ASIA
Holdings Co., Limitedに対する運営費などによる支払報酬・手数料にかかる未払金である。なお、
当社は2022年9月13日開催の取締役会において、OK FUNDの清算を決議していることから、第1四半
期連結会計期間までの運営費等にかかる未払金を計上している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し
開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセス
の整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監
査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程におい
て、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違が
あるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの
兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に
は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計
算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない
連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する
ことが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する
ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を
監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月29日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪府中央区 柴 田 洋
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大 瀧 秀 樹
公認会計士

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オウケイウェイヴの2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前第3四半期会計期間において、Raging Bull合同会社に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が前第3四半期会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上した。加えて、前第4四半期会計期間に関係会社株式評価損を計上している。この結果、前事業年度において、当期純損失5,129,440千円を計上した。また、2020年6月期以降において営業損失が継続しており、当事業年度には関係会社事業損失引当金繰入額178,295千円、株式会社アップライツに係る関係会社株式評価損187,599千円を計上したため、当期純損失は1,045,860千円となっている。2023年5月12日開催の臨時株主総会で決議された株主割当による新株予約権の権利行使により、当事業年度において407,265千円の新株発行を行ったが、当事業年度末時点では依然として75,668千円の債務超過となっている。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような当該事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金

「4. 貸借対照表に関する注記(3) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金」に記載があるとおり、会社は前事業年度に調査委員会から受領した調査報告書の結果を受けて、資金の運用を委任していたRaging Bull合同会社から投資運用益として受け取った金額を、仮受金として計上している。但し、前第3四半期会計期間に発生したと通知を受けたが期日までの入金が無かった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上している。

なお、会社が2023年3月20日付で「債務者Raging Bull合同会社についての破産手続を開始するとの決定を求める」申立てを東京地裁に行ったことにより、当該取引先は、同年5月10日付で破産手続き開始決定を受けている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、常勤監査役及び非常勤監査役の2名が2023年5月12日に辞任により退任いたしました。現任常勤監査役加藤孝子は就任前の期間において監査事項等につき前任監査役らから報告を得ており、現任の長尾監査役とともに在任の山田監査役から説明を聞くなど重要な決裁事項を閲覧し、取締役等及び会計監査人の報告を受け監査いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の社員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査役会及び取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び社員等と必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である柴田公認会計士及び大瀧公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である柴田公認会計士及び大瀧公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月30日

株式会社オウケイウェイヴ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加藤 孝 子 ㊞

社外監査役 山田 徹 ㊞

社外監査役 長尾 拓 真 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役杉浦元氏、工藤純平氏、倉持温乃氏、山本峰義氏及び宮本隆行氏の5名が任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<small>すぎうら はじめ</small> 杉浦元 (1970年7月22日生)	1996年4月 大和企業投資株式会社 入社 1997年7月 株式会社ソラシドエア設立 取締役 1999年6月 株式会社プイ・シー・エヌ 取締役パートナー 2000年2月 株式会社オウケイウエイヴ 取締役 2008年5月 株式会社コンコードエグゼクティブグループ 取締役 2016年7月 株式会社エリオス設立 代表取締役(現任) 2022年8月 当社代表取締役社長(現任)	760,000株
<選任理由> 杉浦元氏は、当社の創業メンバーの1人であるとともに、2022年8月25日の臨時株主総会で代表取締役社長に就任後は、過去と決別し当社の事業を再び成長へ導くべく活動してまいりました。その結果、事業成長への足掛かりを作り、資金調達や資本業務提携を実現してきた貢献は大きく、当社のさらなる企業価値の向上に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	<small>くどう じゅんぺい</small> 工藤純平 (1971年8月4日生) 【社外取締役候補者】	1993年4月 株式会社ピー・アンド・エー 入社 1996年2月 グラフイーシステムズ合資会社設立 1998年2月 株式会社NCネットワーク設立 取締役CTO 2006年9月 株式会社MCJ 執行役員 2007年6月 株式会社アドテック 取締役 2008年1月 zoome株式会社 代表取締役社長 2015年2月 フリックケア株式会社設立 代表取締役社長(現任) 2022年8月 当社社外取締役(現任)	一株
<選任理由及び期待される役割> 工藤純平氏は、情報通信、インターネットサービス関連企業の取締役を長らく務めている実績があり、経験に裏付けられた有用な助言を営業面、事業開発面で行っております。さらに、当社のIT統制におけるガバナンス強化においても大きな貢献を果たすものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	やまもと たかよし 山本峰義 (1974年10月30日生) 【社外取締役候補者】	2001年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2006年10月 森岡・山本・韓法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2022年8月 当社社外取締役(現任)	一株

<選任理由及び期待される役割>

山本峰義氏は、長年にわたる弁護士職歴を通じ、企業法務全般や労働問題などに携わり、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しております。当社のリスクマネジメントにおいて、法務面における的確な助言を行っており、また、コーポレートガバナンスにも知見が深く、これからも適切な監督及び経営の健全性確保することが期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

4	せき つねよし 関常芳 (1958年1月3日生) 【社外取締役候補者】	1983年9月 青山監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 1991年3月 公認会計士登録 1995年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー 1997年6月 株式会社サンセキ 常務取締役 2003年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー 2014年7月 関常芳公認会計士事務所 所長(現任) 2014年8月 株式会社K&Sコンサルティング 代表取締役社長(現任) 2016年6月 株式会社ファンケル 社外監査役(現任) 2021年3月 監査法人天悠 パートナー(現任)	一株
---	--	---	----

<選任理由及び期待される役割>

関常芳氏は、公認会計士の資格を有し、長年にわたり監査業務に携わってきたことから財務会計分野における深い知見を持ち、また内部統制およびコーポレートガバナンス分野においても、上場企業の監査役を務める中で培われた豊富な経験に基づく有用な助言と、当社のガバナンス体制強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

5	たちかわ みつあき 立川光昭 (1976年8月6日生) 【社外取締役候補者】	1995年4月 SUNDON TRADING JAPAN 入社 1999年9月 株式会社MCM 代表取締役 2010年12月 エムグループホールディングスアンドキャピタル株式会社 執行役員(現任) 2021年10月 株式会社ネットプライス 執行役員会長(現任) 2022年10月 ネットプライス有限責任事業組合 組合員(現任) 2023年3月 株式会社フォーシーズHD 社外取締役(現任) 2023年4月 株式会社アマガサ 取締役会長(現任)	一株
---	---	---	----

<選任理由及び期待される役割>

立川光昭氏は、青年期より起業し成功をおさめ、極めて経営経験が豊富であることに加え、特に集客に強みを持つマーケティング手法を駆使し、数多くのプロジェクトを成功に導いてきた実績を有しております。当社の課題である営業・マーケティング分野において有益な助言を行い、事業成長に貢献するものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	なかむら まさひろ 中村真広 (1984年11月10日生) 【社外取締役候補者】	2009年4月 株式会社コスモスイニシア 入社 2009年11月 株式会社ア・ブリオリ 入社 2011年8月 株式会社ツクルバ 設立 代表取締役 2018年2月 株式会社KOU 設立 取締役 2019年12月 株式会社KOU 代表取締役 (現任) 2021年8月 株式会社ツクルバ 取締役 (現任) 2021年8月 一般社団法人Whole Earth Life 代表理事 (現任)	一株
<p><選任理由及び期待される役割></p> <p>中村真広氏は、創業者の一人として事業をゼロから立ち上げ成長させ、株式上場に向けた実績を有しております。事業開発分野における経験が豊富であることに加え、組織のあるべき姿を描き、組織を活性化させる等、組織開発分野においても深い知見を持つことから、当社の新事業開発フェーズにおいて大いに貢献が期待できるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 関常芳氏、立川光昭氏及び中村真広氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 工藤純平氏、山本峰義氏、関常芳氏、立川光昭氏及び中村真広氏は社外取締役候補者であります。
4. 工藤純平氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年1ヶ月となります。
5. 山本峰義氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年1ヶ月となります。
6. 上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年6月30日現在のものであります。
7. 当社は、工藤純平氏及び山本峰義氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。本総会において両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 工藤純平氏、山本峰義氏は株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 取締役候補者である関常芳氏、立川光昭氏及び中村真広氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と各候補者との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は500万円以上であらかじめ定めた額又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。
10. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各社外取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

<ご参考>スキルマトリクス

議案が承認されたのちの取締役及び監査役のスキルマトリクスは次のとおりであります。

氏名	役職	専門性・経験						
		経営全般	営業・マーケティング	事業開発	財務会計	法務・リスクマネジメント	人事・組織開発	ガバナンス・内部統制
杉浦 元	代表取締役社長	○		○	○		○	
工藤 純平	社外取締役		○	○				
山本 峰義	社外取締役					○		○
関 常芳	社外取締役				○			○
立川 光昭	社外取締役	○	○	○				
中村 真広	社外取締役	○		○			○	
加藤 孝子	常勤社外監査役				○			○
山田 徹	社外監査役					○		○
長尾 拓真	社外監査役	○			○			○

第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 提案の理由

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を一部補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としたものであります。なお、本件は発行済株式総数及び純資産額を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2023年9月13日に実施予定の「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）」（以下「本件

DES」といいます。)による資本金の増加後の資本金2,233,505,726円のうち2,223,505,726円を減少して、10,000,000円といたします。なお、当社が発行している第21回新株予約権が行使期間の最終日である2023年9月1日までの間に行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。ただし、2023年9月13日に本件DESの効力が発生しない場合には、資本金の額から10,000,000円を控除した2,127,671,476円に、第21回新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を足し合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることとして、資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金の欠損を一部補填するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,223,505,726円 (ただし、2023年9月13日に本件DESの効力が発生しない場合には、2,127,671,476円)

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,223,505,726円 (ただし、2023年9月13日に本件DESの効力が発生しない場合には、2,127,671,476円)

なお、当社が発行している第21回新株予約権が行使期間の最終日である2023年9月1日までの間に行使された場合には、上記2.により増加するその他資本剰余金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程 (予定)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年8月28日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2023年9月28日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2023年10月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2023年11月1日 |

以 上

株主総会会場案内図

東京都新宿区新宿 6 丁目14番 1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール
電話 (03) 3350-1141



[交通のご案内]

- 東京メトロ副都心線、都営大江戸線「東新宿」駅A3出口徒歩5分
 - 東京メトロ丸ノ内線・副都心線、都営新宿線「新宿三丁目」駅E1出口徒歩7分
- ※東新宿駅から徒歩でご来場いただくのが便利です。

本総会においてはお土産の配布はいたしません。

何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。